

最低限の下水道BCP作成例

朱書き部は、下水道BCPの策定に当たっての
説明書き及び参照箇所です。

〇〇市

青書き部は令和4年度の改訂箇所です。
黄色ハッチ部は第3回委員会以降に修正した箇所です

下水道事業 業務継続計画 (＜本庁編＞)

制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

最新改定 令和平成〇〇年〇〇月〇〇日

本作成例は、「最低限の下水道BCP」として作成しており、下水道事業における業務継続計画を策定する際に活用してください。

下水道BCPは、定まった文書形式はなく、趣旨が同じであれば、この様式や整理方法に従う必要はありません。

本作成例の利用に当たっては、以下に留意してください。

- 1) 本作成例は、「下水道BCP策定マニュアル 20192022 年版(地震・津波、水害自然災害編)」(以下「本編」という。)における「必要な項目が網羅された下水道BCP」から、被災時対応において最低限準備すべき項目を抜粋したものです。
- 2) 本作成例は、早期に「最低限の下水道BCP」をまとめることによって、災害時における職員の対応を円滑にすることを目的とします。
- 3) 本作成例の各項目には、本編の参照箇所を記載しています。本編を参照し、趣旨・内容をご理解いただいた上で、本作成例を基に「最低限の下水道BCP」を策定してください。なお、下水道BCPの策定・見直しにあたっては、自らの地域が被災することを想定し、災害時の行動をイメージしながら、必要箇所を記入ください。
- 4) 下水道BCPは、様々な災害、事故等に備えるものですが、本作成例では、地震・津波、水害及び大規模噴火時のにおける降灰を想定し、作成しています。
- 5-4) 本作成例を参考にして「最低限の下水道BCP」策定後、早急に「必要な項目が網羅された下水道BCP」に増補することが望まれます。
- 6-5) 業務継続計画の作成に当たっては、朱書き部を削除してください。
- 7-6) 下水道担当職員の少ない地方公共団体において、被害想定を一度に設定できない場合には、毎年少しずつ検討し(例えば、毎年3つつ検討する等)、下水道BCPを策定・見直しを実施してください。ただし、リソース(人・モノ・情報等)については、策定時に整理し、見直しが必要になった場合には、速やかに修正してください。

目 次

1 下水道BCPの趣旨と基本方針	1
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1
1.2 基本方針	1
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2 非常時対応の基礎的事項の整理	3
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	3
2.2 災害対応拠点と非常参集	4
2.3 対応体制・指揮命令系統図	5
2.4 避難誘導・安否確認	6
2.4.1 避難誘導方法	6
2.4.2 安否確認方法	6
2.4.3 職員リスト	7
2.5 災害発生直後の連絡先リスト	8
2.5.1 国、県、関連行政部局等	8
2.5.2 民間企業等	9
3 非常時対応計画	10
3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】	1241
3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】	1645
3.3 非常時対応計画（事前対応）	
【勤務時間内に水害が発生する可能性がある場合】	2019
3.4 非常時対応計画	
【勤務時間内に噴火が発生した場合】	21
4 事前対策計画	2420
4.1 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人の配分の把握）	2420
4.2 他の地方公共団体との支援ルールの確認	2420
4.3 受援体制の整備と充実	2420
4.4 民間企業等との協定締結・見直し	2521
5 訓練・維持改善計画	2622
5.1 訓練計画	2622
5.2 維持改善計画	2622
5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目	2622
5.2.2 職員及び重要関係先への定期的周知	2622

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	2923
6.1 地震規模等の設定と被害想定	2923
6.1.1 重要情報の保管及びバックアップの現状	2923
6.1.2 被害想定	2924
6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）	2925

1 下水道ＢＣＰの趣旨と基本方針

1.1 下水道ＢＣＰの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道ＢＣＰ」という。）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道ＢＣＰ」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震・津波、水害及び水害大規模噴火時の降灰（以下、「降灰」という。）を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道ＢＣＰの対象とする業務の範囲

〇〇市下水道局が所管する下水道事業の全業務を対象とする。(※)

(※) 下水道ＢＣＰが対象とする業務の範囲については、地方公共団体の下水道事業の状況より、必要に応じて一部加除・修正してください。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制（本編 § 6 参照）

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は2.3 参照）

（１）下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道部長 ○○○○	・ 下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・ 市長への報告 ・ 関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整の統括
実務責任者	下水道部□□課長 ○○○○	・ 下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・ 平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	同課 課長補佐 ○○○○	・ 実務責任者の補佐 ・ 県との調整 ・ 関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口） （関連項目：4.3, 4.4） ・ ・ ・ ・ ・
	同課 □□係長、同係員	・ 下水道BCP策定事務局 ・ 連絡先リスト等の定期点検 （関連項目：5.2） ・ ・ ・ ・ ・
	同課 △△係長 同係員	・ 訓練の企画及び実施 （関連項目：5.1） ・ ・ ・ ・ ・

（２）関連行政部局及び民間企業等（※）

区 分	部署・氏名	役 割
総務部局	庁舎管理実務責任者：○○○○	・ 庁舎の耐震化、耐水化状況を下水道部局へ提出等
道路部局	道路管理実務責任者：○○○○	・ 道路部局の連絡先リストを下水道部局へ提出等
上水道部局	上水道管理実務責任者：○○○○	・ 上水道部局の連絡先リストを下水道部局へ提出等
（社）○○協会	△△部：○○○○	・ 連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを下水道部局へ提出等
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

（※）下水道BCPの策定体制、運用体制には、下水道部局だけでなく、下水道機能の維持・回復及び避難所等のトイレ機能確保に密接に関係する関連行政部局（防災・危機管理、上水道、環境、道路、河川、避難所の管理部局）や関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）の参加が重要です。

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表（本編 § 7, § 9, § 11, § 12, § 13, § 14, § 19, § 20 参照）

事 項	説 明		
対象災害と発動基準 （本編 § 7 参照）	・震度 6 弱以上の地震が〇〇市内で観測された場合、自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する ・大津波警報が発令された場合には、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する ・大雨・洪水警報等が想定される場合、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する ・<u>噴火警報等が想定される場合、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する</u>		
対応体制 （本編 § 7 参照）	・下水道対策本部を設置。本部長は□□部長、副本部長は□□課長とする ・班編成： 〇〇班、・・・・・・を置く ・緊急参集メンバーは、全部で**名 (発動基準未滿で震度〇以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを〇名のみとし、本部長、副本部長、関連行政部局等へ状況を報告する)		
対応拠点 （本編 § 7 参照）	・下水道部□□課内に下水道対策本部を置く ・同課が使用できない場合、〇〇ビル〇階 △△課会議室内に代替拠点を置く		
主な優先実施業務、 その対応の目標時間、 業務継続戦略の概要 （本編 § 12, § 13, § 14, § 19 参照）	優先実施業務（※ 1）	業務の概要	対応の目標時間（※ 2）
	1. 下水道対策本部の立上げ	・災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ ・市災害対策本部、県（下水道）、民間企業等との連絡体制確保	勤務時間内：3 時間以内 勤務時間外：6 時間以内
	<u>2. 気象情報の確認</u>	・<u>情報収集体制の確立</u> ・<u>降雨、降灰予報等噴火、降灰、降雨の情報の収集</u>	勤務時間内：3 時間以内 勤務時間外：6 時間以内 ※降灰は噴火直後
	<u>3-2</u> . 被害状況等の情報収集	・処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報	発災から 6 時間以内に完了以降、随時実施
	<u>4-3</u> . 都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	・県（下水道）、市災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保	発災から 6 時間以内に完了以降、随時実施
	<u>5-4</u> . 緊急点検、緊急調査	・二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施	発災から 2 日以内に完了
	<u>6-5</u> . 汚水溢水の緊急措置	・備蓄している資機材により、溢水解消し、市で対応できない場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼	発災から 3 日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	<u>7-6</u> . 緊急輸送路における交通障害対策	・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 ・<u>関連行政部局（道路部局等）に緊急輸送路等の火山灰の除去（啓開）を要請と、降灰後の道路の除灰（啓開）について調整。</u>	発災から 3 日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	<u>8-7</u> . 浸水対策 （降雨が予想される場合）	・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議を実施	発災から 3 日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	<u>9-8</u> . 支援要請、受援体制の整備 （本編 § 20 参照）	・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備	発災から 3 日以内に完了

（※ 1）他の地方公共団体の支援者が到着するまでに対応が必要な業務です。

（※ 2）勤務時間内と勤務時間外（夜間休日）、発災の時期や対象事象（津波の有無）等で「対応の目標時間」が異なる場合は、全て記載してください。

2.2 災害対応拠点と非常参集（本編 § 7, § 20 参照）（※ 1）

事 項	説 明
1. 拠点名（※ 2）	本庁：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員 （本編 § 7 参照）	対策本部長：〇〇部長 対策副本部長：〇〇課長 総括班長：〇〇課長補佐 情報班長：〇〇係長 調査班長：〇〇係長 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段） （本編 § 7 参照）	〇〇市下水道部□□課内〇〇会議室 所在地： 電話 **** F A X **** 電子メール **** 携帯電話 **** 携帯メール **** 衛星電話 **** 携帯電話や衛星電話のバッテリー（注：使用できない場合には、代替拠点に移る）
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備 （4.3 参照） （本編 § 7, § 20 参照）	【下水道対策本部活動用】（下水道対策本部が主に使用する設備） 電話：*回線、F A X：*台（注：その他、衛星電話、無線等があれば記述） パソコン：*台、プリンター：*台、コピー機：*台 ホワイトボード：*台 上記設備を稼働できる非常用電源：*時間稼動（注：保有している場合は記入） 【支援者用】（支援者へ提供する設備）（※ 4） 作業スペース：*会議室、駐車スペース：〇台
5. 参集要領 （本編 § 7 参照）	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する 2) 公共交通機関の途絶等により参集に*時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ
6. 各班の担当業務（※ 3） （本編 § 7 参照）	1) 総務班：職務環境、各班との調整 2) 情報班：情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 3) 調査班：調査計画及び調査の実施 4) 調達班：資機材の調達、運搬 5) 復旧班：措置・応急復旧作業、設計及び積算

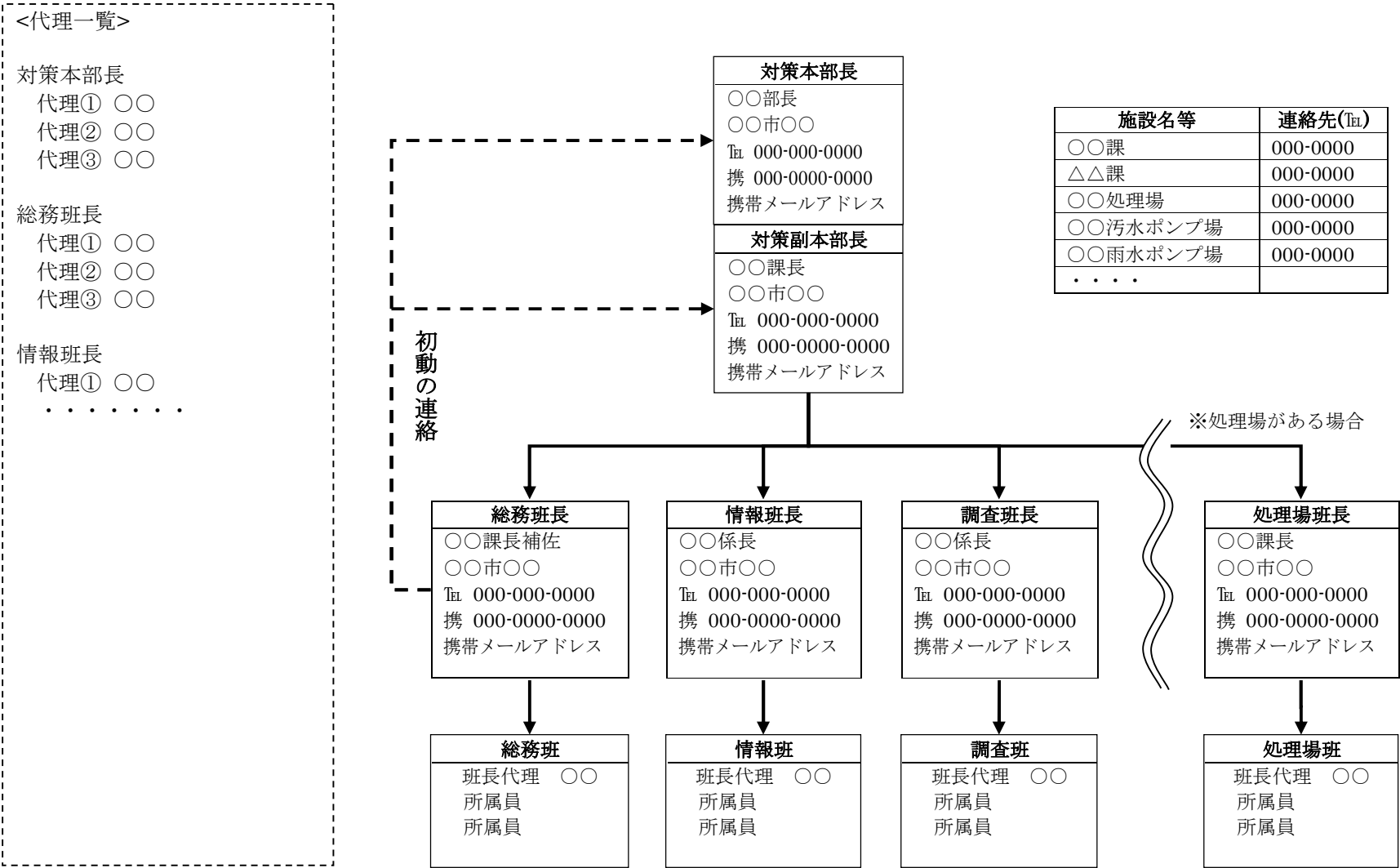
（※ 1）優先実施業務へのリソース（人）の配分については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。

（※ 2）対応拠点として処理場がある場合には、処理場分も作成してください。

（※ 3）班別構成は、行動しやすいように定めて差し支えありません。

（※ 4）支援者へ提供する設備は、通信機器や OA 機器など可能な限り準備するとともに、種類が多い場合はリスト等で整理してください。

2.3 対応体制・指揮命令系統図（本編 § 7 参照）（※）



- (※) 優先実施業務へのリソース（人）の配分については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。
- (※) 水害の場合、発災が予想される段階で水防本部が立ち上がり、発災した後は災害対策本部が立ち上がるため、それぞれの段階における対応体制・指揮命令系統を作成してください。
- (※) 下水道施設の維持管理を外部委託している場合、災害時の委託先との指揮命令系統を整理してください。

2.4.1 避難誘導方法（本編 § 7 参照）

--	--

建物名等	
避難誘導責任者 〃 代理者	
来訪者の誘導方法	例) 応接している職員が、責任を持って誘導する 屋外避難が必要なければ、来訪者を1階**会議室に誘導する 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する
職員の避難方法	例) 屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）（※）	
近隣の公設の避難所	**小学校（所在地 ）

定不承認の責任者	責任
----------	----

安否確認の責任者	責任者：	代理者：
安否確認の担当体制	担当者：	
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する 連絡手段： 作業手順：	
安否確認の発動条件	例：震度５以上の地震が〇〇市内で観測された場合 津波警報が発令された場合 噴火警報が発令された場合	

(※) 下水道施設を一時的な避難場所として活用するのであれば、周辺住民等に対し下水道施設を開放することも検討してください。

2.4.3 職員リスト (※)

< 個人情報につき、取扱注意 >

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先		
				住所	災害時 参集手段			電話	メール
〇〇〇〇	〇〇課	調査班	酸欠防止	△△区◇◇99-99-99	徒歩	5 時間後	自宅 携帯	000-000-0000 090-0000-0000	xxx-xxxx@xxxx.jp xxx-xxx@xxxx.ne.jp

(※) 優先実施業務へのリソース（人）の配分については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。

2.5 災害発生直後の連絡先リスト

2.5.1 国、県、関連行政部局等（本編 § 7, § 16, § 19, § 20 参照）（※）

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・ 連絡先	連絡・共有する内容	市担当者 及び代理者
国・県	国土交通省 〇〇地方整備局 都市整備課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	- 被害状況の報告（必要に応じて） - 支援活動に必要な情報共有（被災状況、排水ポンプ車の出動要否、宿泊地、交通手段、不足しているリソース等）	
	〇〇県下水道課			- 被害状況の報告、支援要請の依頼 - 支援に必要な情報共有 （排水ポンプ車の出動要否、宿泊先、交通状況、リソース（人、モノ）の状況等） - 支援者が提供可能な資機材及び人員の確認	
	〇〇県河川課 （河川管理者）			河川占用箇所の状況（点検報告等）・河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認）	
関連行政部局	市災害対策本部			- 職員参集状況の報告、地域防災計画等で位置付けられた下水道課指定業務への対応状況 - 被害状況の報告	
	上水道部			被害箇所、断水状況の情報共有	
	土木部道路課			- 緊急輸送道路における被害箇所・状況の共有と対応状況 - 被害箇所（特にマンホールの浮上り）、溢水、緊急調査の情報共有 ・降灰後の道路の除灰（啓開）情報の共有	
	土木部河川課 （河川管理者）			河川占用箇所の状況（点検報告等）・河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認）	
	環境部			・降灰の処分・一時保管方法の調整	
その他	日本下水道事業団			処理場、ポンプ場の被害調査の依頼・支援者が対応可能な支援内容	
	〇〇県下水道公社			支援可能な資機材及び人員の確認	

（※）部局内及び関連行政部局のリソース（人）を把握した上で、関連行政部局と連絡協力体制を構築してください。（4.1 参照）

（※）支援者を確認し、支援ルールを相互確認した上で、連絡・協力体制を構築してください。（4.2, 4.3 参照）

2.5.2 民間企業等（本編 § 7, § 16, § 18, § 19, § 21 参照）（※）

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡・共有する内容	市担当者及び代理者
民間	〇〇維持管理会社			・ 下水道施設の被害状況の調査依頼 ・ 被害状況（概略）の共有	
	〇〇協会			・ 調査、応急復旧対応の依頼	
	〇〇設計			・ 下水道台帳の出力依頼	
	〇〇建設会社			・ 仮設ポンプの手配依頼 ・ 可搬式発電機の手配依頼 ・ <u>強力吸引車（バキューム車等など）</u>の手配 依頼	
	機器メーカー ※設備台帳等に基づいて決定			・ 水害が予想される場合の協力体制 ・ 点検・修繕の依頼	
	燃料供給会社			・ 非常用発電機もしくは可搬式発電機の燃料の手配依頼。依頼時に必要となる情報（油種、石油販売業者等）。	
	採水・水質検査会社			・ 採水・調査の依頼（通常の処理とは異なる処理での放流の有無）	

（※）民間企業等との協定締結を進めるとともに、災害協定の窓口一元化、平時における定期的な情報共有を実施してください。
（4.4 参照）

3 非常時対応計画（本編 § 15 参照）

非常時対応計画は、対応時間の考え方も含めて策定可能な範囲としますが、以下の項目については検討し計画を策定してください。

○下水道対策本部の立上げ

- ・対策本部は、できるだけ耐震化・耐水化された施設、津波被害、水害を受ける可能性の低い施設で計画します。
- ・汚水溢水を避けるために、発災当日に使用制限に関することを決定できる計画とします。

○気象情報の確認

- ・降雨、降灰予報等を確認し、必要な対策を実施します。

○被害状況等の情報収集

- ・被害状況等（職員等の参集状況、安否確認、下水道施設被害状況等）の収集と情報発信を行う計画とします。
- ・処理場・ポンプ場の被害概要の把握は、発災当日に行うことができる計画とします。
- ・被害状況確認に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請についてもこの段階で検討します。

○都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡

- ・市災害対策本部へ下水道対策本部の設置及び関連情報（参集状況、被害状況等）を連絡します。
- ・都道府県へ下水道対策本部の設置及び被害状況等を連絡します。
- ・関連行政部局との協力体制を確認します。

○降灰対策

- ・道路除灰、降灰の処分・一時保管に関して関連行政部局（道路部局、環境部局等）と調整します。
- ・宅内の火山灰を集積するために土のう袋等の配布及び集積場所・方法の調整をします。
- ・フィルターが火山灰で閉塞しないように清掃及び養生します。

○緊急点検、緊急調査

- ・ 処理場・ポンプ場の緊急点検・調査の実施について検討します。
- ・ 重要な幹線等に加えてその他、必要と思われる管きよの巡視を発災から2日以内に完了できることを目標とします。
- ・ あらかじめ、下水道台帳に重要な幹線等、その他、緊急点検が必要と思われる管きよをマーキングして用意しておきます。

○汚水溢水の緊急措置

- ・ 仮設ポンプ・仮設配管・汚泥吸引車等の調達・設置及び衛生確保（消毒等）について検討します。

○緊急輸送路等における交通障害対策

- ・ 緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上、降灰等による交通障害を想定し、道路部局等との連携を含めて対策を検討します。

○浸水対策（降雨が予想される場合）

- ・ 雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能の回復及び浸水に対する緊急措置の実施方法を検討します。
- ・ 降雨予想、処理場・ポンプ場の浸水状況を鑑み、外部（国土交通省、都道府県）へ排水ポンプ車の出動要請を検討します。

○支援要請及び受援体制の整備

- ・ 部局内のリソースを把握するとともに、リソースが不足する場合は、外部への支援要請を検討します。また、民間企業等との被災時における協定締結の確認とその連絡先を整理します。
- ・ 受援体制（作業スペース、駐車スペース、支援者へ提供する資機材等）を整理します。

職員数が少なく被害状況の把握に時間を要し復旧対応の遅れが懸念されることから、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を確認し、被災直後の被害状況の確認の段階から支援要請について検討してください。

3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を〇〇へ誘導	2.4.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	処理場との連絡調整（１） ・処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	処理場との連絡調整（２） ・処理場の被害状況等を確認 ・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討	2.3 対応体制・指揮命令系統図
以降 随時実施	被害状況等の情報収集 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・住民問い合わせに関するマニュアル ・市指定排水設備業者リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間 以降 随時実施	浸水対策（降雨予報の確認） ・ 今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	
	市災害対策本部との連絡調整 ・ 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・ 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・ 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	県（下水道）との連絡調整 ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	データ類の保護 ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・ データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整（１） ・ 関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	緊急点検 ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 ・ 重要な幹線等の目視調査を実施	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 ・ 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・ 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3 日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 ・市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路等における交通障害対策】 ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 【浸水対策】 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議 【随意契約】 ・緊急対策を迅速に行うため必要に応じ民間企業との随意契約を検討	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3 日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト ・支援要請に関するマニュアル
～4 日	関連行政部局との連絡調整（２） ・応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局（上水道部局、道路部局等）と協議	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト
	処理場との連絡調整（３） ・環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト
. . . .		

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
▶	【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始 ・大雨注意報発令から○時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防活動、避難情報に関する対応を協議 ・〃 ○時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化 ：市災害対策本部と協力し、浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知 ：必要に応じ、住民へ土のう等を配布 ・〃 ○時間まで：排水ポンプの手配を〇〇会社に要請。排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を市で対応できない場合は県と協議	・地域防災計画（風水害編） ・水害に関する緊急対応マニュアル

（注）上表は、多数の支援者が到着し、リソース（特に人）の制約が解消されるまでを重点的に記載しています。表に記載した以降の行動については、地方公共団体の規模や優先実施業務に応じ、災害前の計画が有効であるものを追加してください。

（※）完了時間は、「対応の目標時間」の一例を示しています。優先実施業務やリソースを考慮して各地方公共団体の状況に応じて、設定してください。

3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡 (注) 発災直後は、下水道災害対策本部へ安否確認担当者が参集していないため、連絡方法、時期等を明確にしておく必要があります（メール等での送受信は可能）	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料等を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	2.2 災害対応拠点と非常参集
	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める (注) 下水道対策本部が立上れば、その体制、指示に従います	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	処理場との連絡調整（１） ・処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～6 時間	下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.5 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～12 時間 以降 随時実施	処理場との連絡調整 (2) ・ 処理場の被害状況等を確認 ・ 被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討	2.3 対応体制・指揮命令系統図
	被害状況等の情報収集 ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・ 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・ 住民問い合わせに関するマニュアル ・ 市指定排水設備業者リスト
	浸水対策（降雨予報の確認） ・ 今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	
	市災害対策本部との連絡調整 ・ 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・ 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・ 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	県（下水道）との連絡調整 ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	データ類の保護 ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・ データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整 (1) ・ 関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	緊急点検 ・ 調査箇所 の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～2 日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施	
～3 日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 ・市で対応できない（職員、資機材等の不足等）場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 【浸水対策】 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議 【随意契約】 ・緊急対策を迅速に行うため必要に応じ民間企業との随意契約を検討	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3 日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・支援要請に関するマニュアル
～4 日	関連行政部局との連絡調整（２） ・応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局（上水道部局、道路部局等）と協議	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	処理場との連絡調整（３） ・環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
・・・	・・・	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
▶	【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始 ・大雨注意報発令から○時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防活動、避難情報に関する対応を協議 ・〃 ○時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化 ：市災害対策本部と協力し、浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知 ：必要に応じ、住民へ土のう等を配布 ・〃 ○時間まで：排水ポンプの手配を〇〇会社に要請。排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を市で対応できない場合は県と協議	・地域防災計画（風水害編） ・水害に関する緊急対応マニュアル

(注) 上表は、多数の支援者が到着し、リソース（特に人）の制約が解消されるまでを重点的に記載しています。表に記載した以降の行動については、地方公共団体の規模や優先実施業務に応じ、災害前の計画が有効であるものを追加してください。

(※) 完了時間は、「対応の目標時間」の一例を示しています。優先実施業務やリソースを考慮して各地方公共団体の状況に応じて、設定してください。

3.3 非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生する可能性がある場合】

番号	（標準的な）行動内容
1	水防本部設置（大雨・洪水警報等の発表）
2	水防本部へ参集 ・水防計画に従い、必要に応じて水防本部へ参集 ・下水道部局内で、警戒体制を構築
3	気象降雨情報等の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集
4	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認
5	下水道施設に関する情報の確認 ・管きょ内水位、ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認 ・風水害による停電に備え、ポンプ場・処理場の非常用発電設備の燃料情報（油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等）の確認
6	水防本部、関連行政部局との連絡調整 ・下水道施設に関する情報（No.5の内容）を連絡 ・河川水位情報の確認
7	水害発生に備えた事前準備 ・懸念箇所パトロール（スクリーン設置箇所、浸水・冠水頻繁箇所等） ・発災後の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認 ・排水ポンプ車の要請準備 ・浸水防止のための緊急措置（土のう・止水版設置等） ・資機材（仮設ポンプ等）の備蓄状況確認 ・データ類の保護

3.4 非常時対応計画【勤務時間内に噴火が発生した場合】

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
噴火直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を〇〇へ誘導	2.4.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	処理場との連絡調整（１） ・処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握	2.3 対応体制・指揮命令系統図
	気象情報の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨、降灰予報等の情報収集（随時実施） ※降灰及び降雨が予測される場合、必要な対策を実施	
～3 時間	下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（降灰状況）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.5 災害発生直後の連絡先リスト

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～6 時間 以降 随時実施	<u>処理場との連絡調整（２）</u> ・処理場・ポンプ場の被害状況等を確認 ・停電、交通障害に備え、ポンプ場・処理場の非常用発電設備の燃料や消毒設備等の薬品類を調達	<u>2.3 対応体制・指揮命令系統図</u>
	<u>被害状況等の情報収集</u> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・住民問い合わせに関するマニュアル ・市指定排水設備業者リスト
	<u>関連行政部局との連絡調整（１）</u> ・降灰除去等に関して、関連行政部局（環境部局、道路部局等）と調整を実施	<u>2.5 災害発生直後の連絡先リスト</u>
	<u>管路清掃業者との連絡・協力体制の確認</u> ・火山灰の流入による管路の閉塞に備えて、管路清掃業者との協力体制を構築	・市指定管路清掃業者リスト
	<u>市災害対策本部との連絡調整</u> ・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請	<u>2.5 災害発生直後の連絡先リスト</u>
	<u>県（下水道）との連絡調整</u> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	<u>2.5 災害発生直後の連絡先リスト</u>
～1 日	<u>処理場の降灰対策</u> ・屋外設備（電気室の空調設備等）、曝気用ブロワ等の対策（フィルターが火山灰で閉塞しないように清掃及び養生） ・防塵マスク・ゴーグルの数量確認 ・処理場内の降灰除去作業の準備 ・ライフライン断絶への備え	・市指定管路清掃業者リスト
	<u>関連行政部局との連絡調整（２）</u> ・降灰状況及び被害状況を踏まえて、関連行政部局との調整を実施 ・ライフラインの復旧見込みの確認 ・道路雨水枳（泥溜め）の清掃	<u>2.5 災害発生直後の連絡先リスト</u>

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
道路除灰の完了後 2 日以内	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 ・降雨の発生に備えて火山灰の流入により閉塞の恐れがある管路施設（伏せ越し等）の確認及び清掃 ・宅内の火山灰を集積するために土のう袋等の配布及び集積場所・方法の調整（関連部局とも調整）	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施	
道路除灰の完了後 3 日以内	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消し、市で対応できない場合には、高圧洗浄機、強力吸引車（バキューム車等など）の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路等における交通障害対策】 ・関連行政部局（道路部局等）と協力し、緊急輸送路等における火山灰の除去（啓開）を要請して交通障害を解消 【随意契約】 ・緊急対策を迅速に行うため必要に応じ民間企業との随意契約を検討	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
▶ 【降雨に備えた確認及び対策事項】 降雨が予想され、管路施設等の閉塞により、溢水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携する ・降灰の堆積厚、道路の除灰状況の確認（降雨による流入対策検討） ・管路の流下状況・ポンプ場等の運転状況を確認 ・沈砂池等（火山灰の堆積）、処理水質、屋外設備の点検・監視強化 ・火山灰の流入を極力抑えるため（必要に応じて民間企業等へ依頼）処理場内の降灰除去作業 ・処理場内に堆積した火山灰の除去作業を実施 ・管路の清掃作業、非常用発電機の設置（マンホールポンプ等）、沈砂池等に堆積した火山灰の除去		・地域防災計画（風水害編） ・水害に関する緊急対応マニュアル

（注）上表は、多数の支援者が到着し、リソース（特に人）の制約が解消されるまでを重点的に記載しています。表に記載した以降の行動については、地方公共団体の規模や優先実施業務に応じ、災害前の計画が有効であるものを追加してください。

（注）完了時間は、「対応の目標時間」の一例を示しています。優先実施業務やリソースを考慮して各地方公共団体の状況に応じて、設定してください。

4 事前対策計画（本編 § 16, § 19, § 20, § 21 参照）

大項目	中項目	対策内容	対策後のレベル	実施予定 時期（※）	担当者
4.1（2.5 参照） 関連行政部局との連 絡・協力体制の構築 （人の配分の把握） （本編 § 19 参照）	部局内のリソース <u>（人）の配 分に関する把握</u>	部局内リソース <u>（人）の 配分を把握する</u>	部局内でのリソース <u>（人）の過不足を把握</u>		〇〇課
	関連行政部局のリソース <u>（人） の配分に関する把握</u>	関連行政部局のリソース <u>（人）の配分を把握する</u>	関連行政部局とのリソース <u>（人）に関する調 整が可能となる</u>		〇〇課
	連絡・協力体制の構築	連絡・協力体制を構築す る	被害情報の入手が早くなり、その後の応急復 旧等を速やかに実施することが可能		〇〇課
4.2（2.5 参照） 他の地方公共団体と の支援ルールの確認 （本編 § 20 参照）	支援対象の地方公共団体を 確認	組織内へ周知	支援要請する職員が不在でも支援要請がで き、〇日目までに〇〇業務について対応可能		〇〇課
	支援ルールを相互確認	支援ルールを相互確認す る	支援の迅速化と支援時の混乱防止		〇〇課
4.3 （1.4、2.2、2.5 参照） 受援体制の 整備と充実 （本編 § 20 参照）	支援者に対する担当窓口設置	担当窓口を設置する	支援者との連絡の円滑化		〇〇課
	支援者へ提供する情報の整理	情報を整理する （リスト化）	支援活動を安全かつ効率的に実施可能		〇〇課
	支援者へ提供する資機材の 整理	資機材を整理する （リスト化）	支援者が準備する資機材が明確になり支援 活動を効率的に実施可能		〇〇課
	支援者へ提供する作業スペ ース、駐車スペースを設定	確保可能な作業スペ ース、駐車スペースを整理 する	支援者が使用できる作業スペース、駐車スペ ースが明確になり支援活動を効率的に実施 可能		〇〇課
	情報等を災害時下水道事業関 連情報へ登録	災害時下水道事業関連情 報へ登録する （変更毎に更新）	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能		〇〇課

大項目	中項目	対策内容	対策後のレベル	実施予定 時期（※）	担当者
4.4（1.4、2.5 参照） 民間企業等との 協定締結・見直し （本編 § 21 参照）	民間企業等との協定締結状況	民間企業等と協定を締結する	発災時に民間企業等の協力を受けることが可能（リソースの拡充）		〇〇課
	平時における定期的な情報共有	情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる		〇〇課
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整	リソース調達に関する調整を実施する	他の地方公共団体とのリソース調達の競合を防止		〇〇課
	災害協定の窓口一元化	地方公共団体内で窓口を一元化する	他部局とのリソース調達等の競合を防止		〇〇課

（※）実施予定を定めることが難しい場合においても、可能な限り実施予定時期を定め、実施することを推奨します（リソースを確保するため）。

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画（本編 § 24 参照）

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震・津波、 <u>水害</u> 及び <u>水害降灰</u> を想定した職員の非常参集	全職員	毎年〇月	庁舎	**課 **係
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話やメール等により安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年〇月	庁舎	
情報伝達訓練	・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・上水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 関係機関等の 担当者 協定先の担当者等	毎年〇月	庁舎	**課 **係

5.2 維持改善計画（本編 § 25 参照）

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目（※）	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）の変更がないか	年2回（4月、10月） 必要に応じて適宜実施		
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	年〇回（〇月、〇月）		
・・・・・・・・・・・・・・・・			

（※）人事異動等（特に年度初め）に係わる点検は、必ず実施してください。

5.2.2 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び災害対応拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	<u>令和</u> <u>平成</u> 〇24年〇9月 （前回防災訓練時）
〇〇県下水道部	同上	**課**係**氏に対して、一覧表を提出	平成25年4月 （協定締結時）
〇〇建設			
・・・・・・・・			

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定（本編 § 10, § 11, § 17 参照）

6.1.1 重要情報の保管及びバックアップの現状（本編 § 11, § 17 参照）

下水道施設図等の保管場所を確認します。

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
事業計画図書	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
施設平面図	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
縦断面図	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	室内閲覧台	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
原図	室内棚 C	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
耐震化状況図	室内棚 B	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
受益者負担金情報	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	あり	随時	電子化	PC 1
行政文書データ	PC 4 内蔵 HD 内	〇〇課〇〇係	電子	あり	年 1 回程度	コピー	処理場

・ 処理場・ポンプ場：施設平面図、構造図

・ 重要な幹線等：平面図、縦断面図、特殊人孔構造図等

（全体計画図に重要な幹線等、その他緊急点検が必要な管きょをマーキングした図面を作成）

6.1.2 被害想定（本編 § 10, § 16 参照）

処理場・ポンプ場における簡易的な被害想定を実施します。

項目		被害想定
下水道施設	A 処理場	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。一方、第 2 系列の最初沈殿池が L2 地震動に対応しておらず、運転停止が予想される。また、自家発燃料は 12 時間分しか保有しておらず、1 日以上 の停電に対応できない。 津波影響を受け、管理棟 1 F の機械電気設備は水没し、機能停止。また、水処理施設の掻き寄せ機等の地上にある設備は脱落し、運転停止が予想される。 また、隣接する河川が氾濫した場合は、揚水・沈殿・消毒機能の全てが喪失することが想定される。 <u>降灰が流入下水中に混入した場合、流入水質の変化（pH、SS 等）、ろ材の閉塞やポンプの摩耗等を引き起こし、下水処理場の水処理や汚泥処理に影響を及ぼす恐れがある。</u>
	B ポンプ場	建屋は新耐震基準を満足。土木構造物は L2 地震動に対応しておらず、ポンプ施設が運転出来ない。また隣接する河川が氾濫した場合は揚水機能が喪失することが想定される。
	C ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。ただし、ケーブルラックやダクトの落下は生じる。なお、停電により施設への商用電力の供給が停止した場合、非常用発電設備が設置されていないため、停電中はポンプを稼働できないことが予想される。
	D ポンプ場	施設は耐水化済みのため、施設内機器は利用可能。ただし、燃料移送ポンプは屋外に設置しているため、ポンプの運転が停止することが想定される。

処理場・ポンプ場における簡易的な被害想定例

○地震動による被害については、未耐震化の下水道施設は全て機能停止するものと想定します。

○津波による浸水被害については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき都道府県が設定した区域及び水深（最大クラスの津波）に対して、施設の開口部が低い位置にある場合は、施設内設備が機能停止するものと想定します。

○水害については、水害の規模は水防法に基づく想定最大規模の浸水想定区域等の水深に対して、施設の開口部が低い位置にある場合は、施設内設備が機能停止するものと想定します。

○停電については、72 時間の停電時間（燃料供給の停止を含む）を想定した業務継続について検討します。

○被害が想定される場合は、4. 事前対策計画で耐震化や津波対策を図ることも検討します。

6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）（本編 § 12, § 13 参照）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など等市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路等の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動など等が遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特に No. 54、No. 65、No. 76、No. 87、No. 9 は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	・職員等の参集状況及び安否確認 ・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下のすべての業務が遅延するおそれがある
2	気象情報の確認	・情報収集体制の確立 ・降雨、降灰予報等の噴火、降灰、降雨情報の収集	・情報の未確認による事前準備の遅れ
32	被害状況等の情報収集	・処理場・ポンプ場の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 ・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・本庁と処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場・ポンプ場の機能回復に支障 ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
43	都道府県、市災害対策本部、 関連行政部局への連絡	・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡 ・ 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・ 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・ 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・ 関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整	・ 被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生
5	降灰対策	・ 懸念箇所（伏せ越し、過去に溢水が発生した箇所等）パトロール。 ・ 発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認。 ・ 道路除灰降灰、降灰の処分・一時保管に関して関連行政部局（道路部局、環境部局等）と調整 ・ 宅内の火山灰を集積するために土のう袋等（鹿児島市の克灰袋）の配布及び集積場所・方法の調整 ・ 降灰に備えた道路雨水枡（泥溜め）の清掃 ・ 溢水防止のための緊急措置 ・ フィルターが火山灰で閉塞しないように清掃及び養生 ・ 排水ポンプ車、道路清掃の要請準備 ・ 資機材（防塵マスク・ゴーグル等）の備蓄状況の確認 ・ 火山灰からの電子機器類（データ）の保護	・ 災害発生に備えた事前準備の遅れにより、災害発生時の対応に支障。 ・ 清掃作業の遅れにより、降雨発生時道路に堆積した火山灰の下水道管への流入を軽減できない
64	緊急点検、緊急調査	・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備 ・ 二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 ・ 重要な幹線等の目視調査を実施	・ 道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・ 処理場やポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・ 緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
7 75	汚水溢水の緊急措置	・ 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 ・ 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼	・ 未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される
8 86	緊急輸送路等における交通障害対策	・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消	・ 交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される
9 97	浸水対策 （降雨が予想される場合）	・ 雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・ 雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議	・ 復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
10 108	支援要請及び受援体制の整備	・ 都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整備	・ 支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ
11 119	一次調査	・ 全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施	・ 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
12 1210	応急復旧	・ 一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施	・ 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生拡大が懸念

（注）業務遅延による影響の可能性を把握し、優先実施業務を検討します。なお、上記 No. 1～No. ~~108~~ は支援者到着までに受援者が最低限実施する必要がある項目、No. ~~119~~～No. ~~1210~~ は支援者到着までに実施しておくことが望ましい項目です。